

坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会設置要領

(目的)

第1条 高齢者が適切なサービスを利用することによって、尊厳を維持しながら、住み慣れた地域で自立した日常生活の継続が図れるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び生活支援の体制整備を図るため、坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域包括ケアシステムの将来像及びその実現に向けた施策に関すること
- (2) 地域における在宅医療及び介護の包括的な提供に向けた体制整備に関すること
- (3) 地域における高齢者の介護予防及び生活支援のあり方に関すること
- (4) 認知症施策の推進に関すること
- (5) 第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長を1人置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を代理する。
- 5 協議会委員については、適宜見直しに努めるものとする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員の欠員により新たに選任された委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 既に選任されている委員のほか、追加で選任された場合における委員の任期は、既に選任されている委員の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。
- 5 委員の任期満了日までに、当該委員の属する推薦団体から委員を変更する申し出がない時は、委員は再任されたものとする。
- 6 委員に変更が生じた時は、会長に届出るものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長を議長とする。

(専門部会の設置)

第6条 協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の名称及び構成員は、協議会により決定する。
- 3 専門部会に部会長を置き、協議会に属する委員の中から会長が選任する。
- 4 専門部会構成員の任期は、協議会委員の規定を準用する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、坂戸鶴ヶ島医師会事務局、坂戸市高齢者福祉課及び鶴ヶ島市健康長寿課とする。

2 事務を効率的に行うため、会議ごとに主たる事務局を定めることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

この要領は、平成29年4月10日から施行する。

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

番号	団体名称	委員人数	職 種	備 考
1	坂戸鶴ヶ島医師会	1 人	医師	
2	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	1 人	歯科医師	
3	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	1 人	薬剤師	
4	在宅医療相談室	1 人	医療連携コーディネーター	
5	保健所	1 人		
6	病院	1 人	病院看護師	
7	管理栄養士	1 人	管理栄養士	
8	理学療法士	1 人	理学療法士	
9	訪問看護事業所	1 人	訪問看護師	
1 0	病院医療相談室	2 人	医療ソーシャルワーカー	各市 1 名
1 1	介護事業者連絡会	2 人		各市 1 名
1 2	地域住民代表	2 人		各市 1 名
1 3	社会福祉協議会	2 人		各市 1 名
1 4	地域包括支援センター	9 人		
1 5	高齢者福祉主管課	2 人	管理職	各市 1 名
1 6	保健衛生主管課	2 人	管理職	各市 1 名
1 7	国民健康保険主管課	2 人	管理職	各市 1 名
1 8	市民協働推進主管課	2 人	管理職	各市 1 名
1 9	障害者福祉主管課	2 人	管理職	各市 1 名
2 0	埼玉県歯科衛生士会	1 人	歯科衛生士	
2 1	独立行政法人都市再生機構	1 人		
	合計人数	3 8 人		